

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R5-No.3 (2023.3.15)



令和5年



新入学(園)児の交通事故防止運動

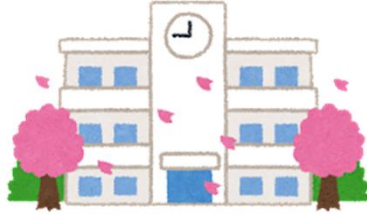


令和5年4月6日(木)～4月15日(土)

運動の重点

- ★ 新入学(園)児に対する交通安全指導の徹底
- ★ 新入学(園)児への思いやりのある運転の推進

地域が一体となり、新入学(園)児を交通事故から守り、また正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけましょう。



自転車用ヘルメットをかぶりましょう！

2023年4月から、自転車を利用するすべての人(全年齢対象)は乗車用ヘルメットの着用が「**努力義務**」となります。

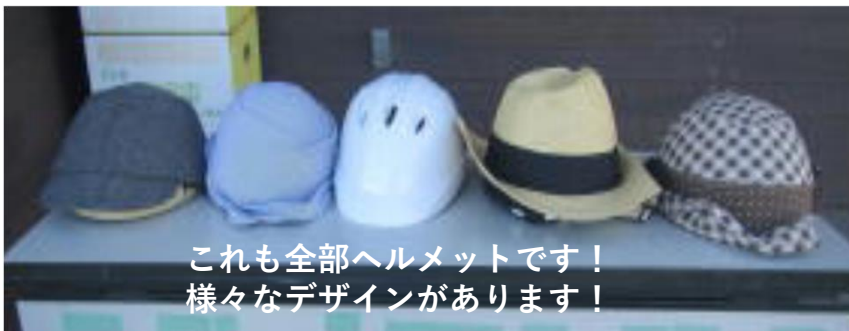
幼児や児童の保護者は、幼児・児童を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう！

自転車 と ヘルメット

いつも一緒
相棒
いのちづな
です

宮崎県警察
交通部Twitter

令和4年4月に改正道路交通法が公布、1年以内に施行されることになり、「自転車に乗る人はヘルメットをかぶるよう努めなければならない」旨の条文が加わりました。法的にも努力義務となります。



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。